

日本共産党の山本伸裕です。委員長報告に対する反対討論を行ないます。

まず議案 21 号、県伝統工芸館の指定管理者の指定について、および 23 号、県立美術館分館の指定管理者の指定についてであります。2007 年、日本学術会議は「博物館の危機を乗り越えるために」と題する声明を公表されました。そこには、博物館や美術館が深刻な問題を抱えていることを紹介しています。「現在、国公立の博物館をめぐる制度的環境は、昨今の行財政改革により激変しております。」こう述べて、指定管理者制度、市場化テスト等々をあげ、「日本学術会議は、学術・芸術・文化の蓄積・普及装置としての国公立の博物館が、その機能充実を目的とした改革ではなく、財政及び経済効率を優先する改革に影響されて、社会的役割と機能を十分に発揮できない状況に陥る可能性があることを憂慮するものである」と指摘しています。当時の高木国務大臣も、文部科学委員会でこのように答弁されています。「指定管理者制度の導入により、公立博物館としての機能低下、そういう課題が指摘をされておまして、私はこれも重く受け止めております。」と。

さらに、東京大学文学部名誉教授で、美術史家であり美術評論家でもある高階秀爾さんが、展覧会の開催についてこういうふうにお書きになっています。展覧会は、必要な調査に始まる準備段階から作品借用の交渉、調整を経て実現に至るまで、何年もかかるのが普通だと。特に、最も必要な作品の借用に関しては、国内外の美術館や個人の所蔵家から十分な信頼感を得ることが絶対的な条件となる。作品を貸す方に見れば、信頼のおけない相手に貴重な作品を預けることができないのは当然の話だと。だから、そういう信頼関係というのは一朝一夕に形成されるものではなく、多年にわたる実績やさまざまな交流、協力を重ねることによって築き上げられるものだと。この点で、近年問題になっている指定管理者制度というのは、美術館の活動にはなじまないことの大きな理由の一つなんだと。つまりきちっと公的に責任を持つ必要があるということを高階さんも指摘をしておられます。少なくとも、美術館や博物館、図書館など社会教育施設には指定管理者制度はなじまないというふうに私は思いますので、これらの議案には反対をいたします。

議案 15 号、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制

定についてであります。本社の地方移転で税制優遇措置を適用するという、地域再生法の一部改正に伴うものでありますが、地域経済にプラスの効果をもたらされるならばもちろん良いことだと思います。しかしそこにはリスクもあり心配される面もあります。共同通信社が今年9月、東京に本社を置く企業455社を対象に、本社機能の地方移転を検討しているかを尋ねたアンケートの結果を公表しました。回答した147社のうち、移転について検討中と答えたのはわずか2社にとどまり、可能性があるとしたのは9社、一方92.5%にあたる136社が検討していないと回答しました。一番多かった移転しない理由は機能や利便性の問題であり、次いで取引先や官庁が東京に集中しているからというものであります。本社機能移転にどれだけの企業がこたえるのか、それは地方を拠点とした利益獲得がどれだけ具体的になるのかによらざるを得ないのは当然のことでしょう。注意しなければならないのは、地方創生法に基づき閣議決定された総合戦略の中に、企業の地方拠点強化と合わせ多様な正社員の普及と拡大をうたっていることでもあります。多様な正社員とは、この場合地域限定正社員のことであり、賃金や一時金を低く抑えるなど、正社員未満の雇用条件でよいと厚生労働省は認めています。本社機能の移転・拡充が労働条件の格差拡大、雇用の流動化につながらないようにしなければなりません。

一方、立地補助金を受けていながら、経営不振などを口実に工場を縮小・撤退する事例が各地で大きな問題となっています。もちろん、今回の法改正で熊本にも本社機能の移転を呼び込もうとする取り組みを、私は全く否定するものではございませんが、果たして地元経済への貢献や雇用の拡大、税収増など経済的な効果が見込まれるのかどうか、慎重な見極めが必要であろうかと思えます。

むしろ、地域にある力を生かし、伸ばす経済政策への転換こそが必要ではないかと考えます。地域に根を張ってがんばっている中小企業、産業を応援し、地元の資源を生かした魅力ある事業発展を支援してこそ、本当の地域再生を図ることができるのではないのでしょうか。ぜひ県としての経済政策の力点の置き方についてご検討いただきたいと思います。

議案第6号、10号、12号はマイナンバー制度導入に関連した条例制定であります。マイナンバーは番号を通知するカードの郵送が大幅に遅れたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したりと、混乱が収まりません。国民の不信や不安は募るばかりです。そもそも一ヶ月余りで5,600万世帯に簡易書留を届ける計画に無理がありました。受取人不在が数百万単位で

発生することも当初から指摘されていたことでもあります。住民票を変えずに特別養護老人ホームで生活する高齢者、家庭内暴力から非難している人などへの手立ても本人任せです。認知賞などでマイナンバーをしっかりと管理できない人への対応の仕方も不明確で、医療・介護・福祉の現場は苦悩を深めています。一人ひとりの生活の状況を考慮せず、大切な管理が必要な番号通知を一律に送りつけるという、政府の乱暴なやり方は厳しく問われなければなりません。住民全員に番号通知が終わるめどもないのに、政府は1月から個人番号カードを1,000万人に交付する計画であります。身分証明以外にはほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると個人情報漏れるリスクが極めて高いカードです。申請は任意であるにもかかわらず、カードの危険性はほとんど触れずに普及ばかりに力を入れる政府の姿勢は、国民のプライバシーを危うくするものであります。

マイナンバー差し止め裁判が提訴されるなど、実際に番号を手にしてからも国民の不安は広がるばかりです。1月実施を延期して制度の危険性を検証・再点検し、廃止へ向け見直すことも必要ではないでしょうか。

次に、請第9号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求める私学助成請願であります。委員会採決結果は不採択であります。これは採択すべきであると考えます。請願の趣旨にもありますように、本県は高校生の3割、熊本市では5割の生徒が私立高校に通っています。しかし公立と私立の学費負担は、なんと79.4倍というとんでもない大きな格差が拡大しています。今回の請願にあたり、私は西議員とご一緒に、私学の先生方から現場の実態についてのお話を聞かせていただきました。家庭の経済的な事情から学費が払えない生徒がクラスに2~3人はいると。親に苦勞かけていいのかと悩みながら登校してくる生徒も少なくない。修学旅行に行かず学費を工面しているなどなど、胸が痛むお話を伺いました。だいたい3ヶ月学費滞納で出席停止、6ヶ月滞納で除籍と定められているそうなのですが、何とかして卒業させてあげたい。先生方の苦悩が伝わってまいりました。私学もれっきとした公教育の場であり、教育に公平を、公教育は公費で、との訴えは全くそのとおりだと思います。9月議会においては私学助成の拡充を求める意見書が全会一致で採択されましたが、今回不採択にすれば県議会は本気で私学助成の拡充を求めているのかと疑われても仕方がありません。ぜひ採択すべきとの県議会の一致した意思を示していこうではありませんか。以上で討論を終わります。